

## 保育所等の設置認可に関する意見聴取について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市が①保育所又は家庭的保育事業等を認可しようとするとき②特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。

今般、来年度の事業開始（一部今年度中）に向けて、別紙記載の保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所計5件の認可申請がありましたので、8月28日開催の秋田市社会福祉審議会児童専門分科会において意見をお聴かせくださいますようお願いいたします。

### 1 根拠規定

#### (1) 児童福祉法

第35条第6項 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。  
第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### (2) 子ども・子育て支援法

第31条第2項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。  
第43条第3項 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 2 待機児童の状況（平成27年7月1日現在）

#### (1) 年齢別状況

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
待機児童数	21	10	9	4	0	0	44

#### (2) 地域別状況

（単位：人）

	中央	北部	西部	東部	南部	河辺雄和	合計
施設数	26	13	8	12	12	5	76
待機児童数	16	6	1	16	5	0	44

※平成26年7月の待機児童数：34

### 3 申請者の定員状況

(単位：人)

名称	種別	定員 (現員)	年齢		
			0歳	1・2歳	3歳以上
①くれよんハウス	保育所	75 (70)	6 (14)	24 (28)	45 (28)
②すくすく保育園		80 (57)	10 (7)	25 (15)	45 (35)
③さくらんぼ保育園	小規模 保育事業所	19 (0)	6 (0)	13 (0)	
④しーな保育園	事業所内 保育事業所	18 (0)	6 (0)	12 (0)	
⑤きらら保育園		36 (0)	12 (0)	24 (0)	
合計		228 (127)	40 (21)	98 (43)	90 (63)
〔定員増〕		〔101〕	〔19〕	〔55〕	〔27〕

### 4 各園の所在地

